

様式第二号の四（第八条の二の四、第八条の二の七関係）

| 産業廃棄物事業場外保管届出書 | | | |
|--|---|------------------------|----------------------------------|
| 平成23年 4月 1日 | | | |
| 姫路市長 殿 | | | |
| 届出者 | | | |
| 住所 姫路市○×町×△00番地0 | | | |
| 氏名 株式会社○×△ 代表取締役●○ (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) | | | |
| 電話番号 079-200-0000 | | | |
| <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> 建設工事に伴い生じた産業廃棄物を保管する場合 </div> 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第12条第3項前段 の規定により、関係書類 第12条第4項 及び図面を添えて届け出ます。 | | | |
| 保管の場所に関する事項 | 所在地 | 姫路市○×町●◎00番地0 | 非常災害の応急措置として生じた建設系産業廃棄物を保管する場合 |
| | 面積 | 300㎡ | 保管の用に供される場所の面積 (囲い等の面積で算定) |
| | 保管する産業廃棄物の種類 | 木くず、金属くず、廃プラスチック類、がれき類 | |
| | 積替えのための保管上限又は処分等のための保管上限 | 200㎡ | 1日当たりの平均的な搬出量に7を乗じて得られる数量を超えないこと |
| | 屋外において容器を用いずに行う保管の有無 (保管を行う場合にあっては規則第1条の6の規定の例による高さのうち最高のもの) | 有 高さ 2m | 屋外において容器を用いずに保管する場合の高さの上限 |
| 保管開始年月日 | 平成23年 4月15日 | | 保管場所としての使用開始年月日 |
| 備考 積替えのための保管上限又は処分等のための保管上限には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条第1項第1号ホ又は第2号ロ(3)の規定により保管することができる産業廃棄物の数量を記入すること。 | | | |

(日本工業規格 A列4番)

様式第二号の十（第八条の十三の五、第八条の十三の六関係）

| 特別管理産業廃棄物事業場外保管届出書 | |
|--|---|
| 平成23年 4月 1日 | |
| 姫路市長 殿 | |
| 届出者 | |
| <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> 建設工事に伴い生じた産業廃棄物を保管する場合 </div> | 住所 姫路市〇×町×△〇〇番地〇 |
| | 氏名 株式会社〇×△ 代表取締役●〇 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) |
| | 電話番号 079-200-0000 |
| | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第12条の2第3項前段の規定により、関係書類 及び図面を添えて届け出ます。 第12条の2第4項 |
| 非常災害の応急措置として生じた建設系産業廃棄物を保管する場合 | |
| 保管の場所に関する事項 | 所在地 姫路市〇×町●◎〇〇番地〇 |
| | 面積 300㎡ |
| | 保管する特別管理産業廃棄物の種類 廃石綿等 |
| | 特別管理産業廃棄物に係る積替えのための保管上限又は処分等のための保管上限 5㎡ |
| | 屋外において容器を用いずに行う保管の有無 (保管を行う場合にあっては規則第1条の6の規定の例による高さのうち最高のもの) 無 |
| 保管場所としての使用開始年月日 | |
| 保管開始年月日 平成23年 4月15日 | |
| 備考 特別管理産業廃棄物に係る積替えのための保管上限又は処分等のための保管上限には、廃棄物の処理及び清掃に関する施行令第6条の5第1項第1号ニ又は同項第2号チ(3)の規定により保管することができる特別管理産業廃棄物の数量を記入すること。 | |